

(別紙)

東 産 収 第 155 号
令 和 7 年 5 月 30 日

茨城県知事 殿

東海村長 山 田 修

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年5月1日付け茨城県告示第527号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 東海駅東ショッピングタウン

所在地 那珂郡東海村大字舟石川字長堀762番1 外

2 届出者

名 称 イオンリテール株式会社

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
特になし	

(2) 理由

--

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。

2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

